

●●●●●●●● **故郷を・普通の生活を返せ！こどもの未来を奪うな！** ●●●●●●●●

結審特集号

群馬弁護士会ニュース NO41

弁護士HP

原子力損害賠償群馬弁護士会

検索

クリック

【発行】原子力損害賠償群馬弁護士会（会長）鈴木克昌
 【連絡先】〒371-0844
 前橋市古市町1-50-1 吉野屋ビル303
 新前橋法律事務所内
 【TEL】027-251-7871 【FAX】027-251-7989

7月9日弁論期日で結審 / 判決言い渡しは1月21日

東京高裁で初となる判決！ 被災地に足を運んだ裁判官による判決に期待



東京高裁正面

<結審を迎えて>

（原子力損害賠償群馬弁護士会会長）

鈴木 克昌 弁護士



原子力損害賠償群馬訴訟の控訴審は、7月9日、第10回口頭弁論期日が開かれ、原告と国が最後の意見陳述をして結審。裁判所は、来年1月21日午後2時から判決を言い渡すことを宣告しました。

国を相手にした集団訴訟の判決は、東京高等裁判所では初となる見通しです。（全国の高等裁判所で見ると、9月30日にいわゆる「生業訴訟」の控訴審判決が仙台高等裁判所で言い渡される予定です。）

群馬訴訟では、当初は4月21日に最後の口頭弁論期日が開かれる予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて延期となっていました。7月9日も開催が危ぶまれていましたが、原告、被告双方の代理人の出席人数を普段の半分程度にしぼり、傍聴席も3分の1に削減、時間も全体で30分程度に限定して開催されました。これまでご出席いただいた原告さんや傍聴して下さった支援の皆様には、大変申し訳ありませんでしたが、ご理解のほどお願いいたします。

【生業訴訟とは】 福島全市町村と各地に避難する被害者3864人が原告となり「生業返せ、地域を返せ」と要求して、福島地裁に提訴(2013.3.11)。全国で最大の集団訴訟としてたたかれ、2017.10.10、国と東電の責任を認め、賠償金の上積みをも認める判決が出され、仙台高裁で係争中。9月30日 午後2時が判決期日になり、全国が注目しています。

結審にあたって私たち弁護士会は、国と東電の責任をコンパクトにまとめて主張するとともに、原告が現在まで重大な被害を受けて来たことを、15分間という限られた時間で核心を突いて説明しました。これに対して国は、相変わらず、後付けの責任逃れを繰り返していました。

最後に裁判長は、「この日の審理をもって結審し、来年1月21日午後2時に判決を言い渡す」と宣言しました。

前橋地裁が全国の集団訴訟の中で最初に国の責任を認めた2017年3月17日から3年余。私たちは、原告の皆様や多くの支援の方々、また、他の弁護士会から応援をいただき、控訴審をたたくてきました。そして、東京高裁第7民事部の裁判官には、本年2月7日、福島県の現地の原発の間際まで視察をしてもらい、原発事故の残した爪痕を間近に体感してもらいました。来年言い渡される判決で、一審に続き国と東電の責任が認められ、また、一審で不十分だった賠償額について、原告の皆様が希望をもてる賠償が実現されることを確信しています。

新型コロナウイルスの感染拡大、猛暑、豪雨による水害など、困難な状況がつかまますが、私たちは、判決までの半年間、各地の弁護士会、原告の皆様と共同して、被害者の全面救済を要求しながら、判決日を迎えたいと考えています。

【判決期日】2021年（R3）1月21日（木）

午後2時開廷 東京高裁101号法廷

※ 判決日の傍聴等については、あらかじめご連絡いたします。

<群馬訴訟控訴審の結審までの軌跡>

（原子力損害賠償群馬弁護士会事務局長）

関 夕三郎 弁護士



■ はじめに

群馬訴訟の第一審判決が全国の集団訴訟の中で最初に言い渡されたのは、2017年（H29）3月17日でした。

群馬訴訟第一審判決は、国の規制権限不行使の違法を認め、更に、国に東京電力と同等の責任を認めた画期的な判決でした。ただし、残念ながら、損害額の認定には非常に厳しいものがあり、手放して賞賛することはできませんでした。

この群馬訴訟第一審判決に対して、国と東京電力が控訴を申し立てたのはいずれも同年3月30日、私たちが控訴を申し立てたのは3月31日でした。

そして、平成から令和へと時代を過ぎ、2020年7月9日、控訴申立てから約3年3か月を経て、控訴審が結審しました。

今回は、群馬訴訟の控訴審における結審までの軌跡を追ってみたいと思います。

■ 第1回口頭弁論 <2018年（H30）3月8日>

原告、国、東京電力がそれぞれプレゼン（意見陳述）を行いました。

原告側は、原告番号54番さんと鈴木克昌団長が意見陳述しました。原告番号54番さんは、群馬訴訟第一審判決が避難の正しさを認めてくれたことに対する前向きな思いと、避難生活の苦悩が十分伝わらなかったのかもしれないという思いが相半ばしていることに触れ、事故の恐怖やその後の苦悩を述べてくれました。鈴木団長は、国の一審での主張の中心は「規制権限はなかった」という誠にお粗末な主張であったことを再確認し、控訴審では、これを覆すために「原発といえども絶対的安全は求められない」という逃げの主張を始めたことなど、国と東京電力側の主張の不合理性を指摘して、控訴審での論戦の火蓋を切りました。



報告集会は会場が一杯に

国のプレゼンは、パワーポイントを用いた見栄えの良いものでしたが、その中味は、「原発はそれほど安全でなくても良い」「地震本部の長期評価は確率論で考慮しておけば足りる程度の杜撰なものだ」と言わんばかりのもので、原発の技術者で、一審で証言に立ってくれた佐藤暁さんから、原発の安全対策のイロハを教えて頂いた私としては、聞くに堪えないものでした。

報告集会で私が「次回期日では、今回の国側のプレゼンを上回るものをお見せします！」と大見得を切ったのは、控訴審での国と東京電力の姑息な言い逃れを絶対に許さないという私なりの決意表明でもありました。

■ 第2回口頭弁論<2018年（H30）6月19日>

群馬訴訟は控訴審に入ってから、全国の中でも先行している生業弁護士会と千葉弁護士会との連携を強化しました。とりわけ生業弁護士会の責任論に関する研究成果は全国の集団訴訟を牽引していました。

第2回口頭弁論では、津波の予見可能性に関する全国の集団訴訟のこの時点での到達点を裁判所に理解してもらおうということで、久保木亮介先生（生業）の応援を得て、「予見可能性について」のプレゼンを行って頂きました。

また、前回の報告集会における予告どおり、私から「ドライサイト」について、国際的な共通認識を説明し、国と東京電力が控訴審になって主張を始めた「ドライサイトコンセプト」が後知恵のまやかしであることを、私なりに最大限の思いを込めて意見陳述させて頂きました。

なお、国の「ドライサイトコンセプト」の主張は明らかに後知恵であり、原子力ムラが巧妙に言葉を操って国民を欺いてきたことを象徴するものだとも今でも思っています。



久保木弁護士

■ 第3回口頭弁論<2018年（H30）10月2日>

裁判長が甲斐哲彦裁判長から足立哲裁判長に交替したことを踏まえ、原告と国が弁論更新のための意見陳述を行いました（東京電力は行いませんでした）。

原告側からは、原告番号136番さんと長谷川亮輔事務局次長が意見陳述を行いました。

原告番号136番さんには、本件事故前には家族3人で穏やかに生活していたこと、

事故から7年以上が経ち、少しずつ生活は落ち着いてきたが、それは単に苦しい生活に慣れただけのことであることなどを切実に語って頂きました。長谷川事務局次長は、第2回口頭弁論における久保木先生(生業)の意見陳述を発展させて、予見可能性と結果回避措置に関する原告の主張の要点を説明し、また、国と東京電力が控訴審になって主張し始めた「防潮堤唯一論」(敷地地盤面を越える津波が予見できた場合、その防護策は防潮堤に限定されるという考え方)の不合理性を厳しく指摘しました。



傍聴の抽選を待つ支援者

国は、見栄えの良いパワーポイントのスライドを用いて責任論全般にわたる意見を述べましたが、内容を詰め込み過ぎで、時間的制約から猛烈な早口になっており、裁判所に伝わったとは思えませんでした。

■ 第4回口頭弁論<2018年(H30)12月13日>

今村文彦東北大学教授の証人尋問が行われました。今村教授は、我が国における津波工学の第一人者であり、我が国の原発の津波対策に対して大きな影響力を持っていた人物です。そのようなキーパーソンとも言える人物が、国側の証人として出廷しました。

この尋問には、南雲芳夫先生(生業訴訟)と久保木亮介先生(同)にほぼ全面的にご協力頂きました。

そして、今村証人は、この証人尋問において、南雲先生の質問に対して「土木学会では、津波評価技術を策定する際に福島沖で将来津波が起きるかどうか詳細な検討はしなかった。」と認め、更に、これを挽回しようとした東京電力の代理人が「検討したのではないか?」と質問を繰り返したのにも、一切揺るがず「検討はしなかった。」と明言しました。



南雲弁護士

詳細は割愛しますが、この今村証言は国と東京電力のそれまでの主張の拠り所を瓦解させるもので、東京電力の代理人はしばらく言葉を失っていました。そのとき、私の頭の中では、国と東京電力の主張がガラガラと崩れていく音が鳴り響いていました。

■ 第5回口頭弁論<2019年(H31)3月7日>

今村証言を踏まえた今後の展開と、3月12日に結審が予定されている東京電力元幹部の刑事裁判の証人尋問調書の取り扱いなどについて、原告側・被告側それぞれの見通しなどを確認する期日でした。

■ 第6回口頭弁論<2019年(R1)6月4日>

この日は、今村尋問が行われた第4回口頭弁論と並んで、控訴審における大きな山場の期日でした。

原告からは、まず、原告番号36番さんが意見陳述に立ち、避難生活で心ない扱いを受けたことなどを裁判所に切実に訴え掛けてくれました。続いて、久保木亮介先生(生業)が「津波の予見可能性」に関する集大成のプレゼンを行い、次に、私が「本件事故の際の福島第一原発の浸水状況」を写真や図面を用いて1つずつ丁寧に説明するプレゼンを行いました。私が行ったプレゼンは、裁判所が漠然と「原発を津波から守るのは相当大変なことではないか?」と思い込んでいる可能性があるため、その漠然とした疑念を払拭するのを狙ったもので、この準備には南雲芳夫先生(生業)の多大なご協力を頂きました。最後に鈴木団長が、他地裁の判決状況なども紹介しながら、未だ十分な賠償がなされたとは言えない状況にあることを説明しました。



この日も多くの支援が寄せられ、原告と弁護団の陳述を見守りました

国も、相当力の入ったプレゼンを行いました。国が自ら公表した長期評価の信頼性を躍起になって否定する姿勢は、一国民として、国に対する強い不信感を覚えざるにはいられませんでした。他方、東電も、これまで誠意を持って手厚い賠償を払ってきたと縷々述べていましたが、原賠審やエネ庁から言われて渋々払ってきただけである現実を棚に上げた内容には辟易としました。

■ 第7回口頭弁論<2019年(R1)9月17日>

原告番号94番さんに意見陳述をして頂きました。奥さんとお子さんは群馬にある奥さんの実家に避難し、ご自身は福島で仕事を続け、94番さんの被ばくを心配する奥さんと、福島で一緒に仕事を続けている仲間との間での葛藤、また、福島での生活を続けている94番さんご両親と、群馬にいる奥さんのご両親との間に生まれたわだかまりなどを誠実に語って頂きました。

そして、この日が、例の「国の暴論」が飛び出した日でした。国の準備書面に「自主的避難者に手厚い賠償を認めると、自主的避難区域に居住する住民の心情を害し、ひいては我が国の国土に対する不当な評価となる」という主張が記載されていた件です。鈴木団長は、これを問題視し、この日の法廷で「国は、本当にこのようなことを正式に主張するのか?」と疑問を呈しましたが、国は、鈴木団長の警告に耳を貸さず、この主張を正式に行いました。

■ 第8回口頭弁論<2019年(R1)11月5日>

まずは私が、2002年7月に地震本部が長期評価を公表した直後の原子力安全・保安院の対応が極めて杜撰で、東京電力のゴリ押しを「黙認」し、無策を「放置」し続けてきたこと(いわゆる「2002年保安院対応問題」)を説明する意見陳述を行いました。続いて、鈴木団長が、前日国から飛び出した「国の暴論」に対する

反論の意見陳述を行いました。

また、この日の進行協議において、足立哲裁判長から、2020年4月21日に結審する旨が明言されました。

ところで「国の暴論」問題は、当然のことながら、全国の避難者や支援者の皆さんの逆鱗に触れるものでした。2019年12月10日には、原発被害者訴訟原告団全国連絡会、原発事故全国弁護団連絡会、原発事故損害賠償裁判を支援する群馬の会、原発被害者訴訟支援東京・首都圏連絡会の4団体が東京地裁の司法記者クラブで記者会見を行い、国の主張がいかに不当なものであるかを世に問いました。



裁判所の司法記者クラブで行われた抗議の記者会見

その結果、群馬訴訟以外で国がこの「暴論」を主張することはありませんでした。個人的には、この「国の暴論」問題は、理屈で追い詰められていると感じた国が苦し紛れに放った矢で、国の主張の脆弱性を自ら露呈したものだと思っています。

■ 第9回口頭弁論<2020年(R2)2月4日>

前回に引き続いて、私と鈴木団長が意見陳述を行いました。

私からは、しつこいと言われそうですが、この日も「ドライサイト」について、その正しい意味や考え方、そして、ドライサイトの考え方から導かれる安全対策はどのようなものかなどを説明しました。鈴木団長は、中間指針は賠償額の最低限を定めたものとして機能すべきであること、区域外避難者への賠償は余りに手薄であることなどを裁判所に訴え掛けました。

■ 現地進行協議<2020年(R2)2月7日>

現地進行協議が実現し、東京高裁の裁判官が福島に足を運んでくれました。浪江町、双葉町、楡葉町の原告さんが当時住んでいた自宅や、周辺の商業施設、福島第一原発周辺に広がる中間貯蔵施設や巨大な減容化施設、そして、震災当時の姿のまま時を刻んできた旧富岡第二中学校などを見て回りました。旧富岡第二中学校では、足立裁判長が窓から校舎の中を覗き込んでいたので、それとなく近寄って声を掛けたら、足立裁判長が「下駄箱の運動靴がそのままになっていますね。」と話されていました。

原発事故のスケールの大きさ、地元の方々の努力によって復興が進んでいる姿もある一方で、事故から9年経っても人が住めないところがあり、また、極めて広大な土地が「ゴミ捨て場」と化してしまったことなどを実際に目の当たりにして、裁判官の心にも大きなインパクトがあったはずだと確信しています。



事前の準備にも時間をかけて現地を視察しました

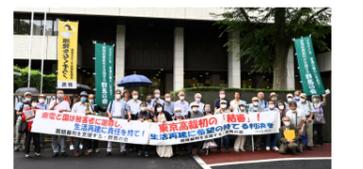
なお、今になって考えると、このタイミングで現地に行くことができたのは極めて幸運でした。もう少し遅かったら、新型コロナウイルスの影響で実施できなかった可能性もあります。

■ 第10回口頭弁論(結審)<2020年(R2)7月9日>

当初は4月21日に予定されていましたが、新型コロナウイルスの影響で延期となり、7月9日に開催されました。

出席者は弁護団11名、国の代理人6名、東京電力の代理人5名に限定され、傍聴席も3分の1程度に押さえられ、最後の意見陳述も原告と国が各15分、東電は無しという、非常に制約された状況下での期日でした。裁判官の人事異動は予断を許さないものがあり、現地を見てくれた足立哲裁判長と松下貴彦裁判官に何としても判決を宣告してもらうためには一刻も早く結審してもらおうべきと判断し、裁判所からの提案を受け入れた形での実施でした。

なお、弁護団にとっては、裁判所がこの日に判決期日を指定するか、それとも後日改めて指定するのか、この点に大きな関心を持っていましたが、裁判所は、2021年1月21日午後2時を判決期日に指定しました。各地の訴訟では、裁判所が結審の際に判決期日を指定するのは少数派という印象ですが、群馬訴訟は、一審前橋地裁も2016年10月31日の結審の際に判決期日が翌年3月17日に指定されており、控訴審もこれに続くもので、裁判所の判決に向けた覚悟が感じられます。



コロナの感染拡大が進む中、群馬をはじめ各地から支援が寄せられました

■ 結びに

群馬訴訟の控訴審の軌跡を振り返ってみましたが、最後に、ここには書き切れない膨大な訴訟準備活動があったことも申し上げておきたいと思います。実際の準備作業を担い、あるいは、間接的に弁護団の活動を支えてくれた弁護団各位、一審から緊密に連携してきた新潟・山形・埼玉の各弁護団、控訴審に入って連携を深めた生業・千葉の各弁護団、そして、弁護団のモチベーションを盛り立てて下さった原告の皆さんや支援者の皆さんに、この場を借りて感謝申し上げます。

来年1月21日には、皆様に必ずや良いご報告ができるものと確信しています。

「結審報告 & めざまし勝利判決」

9・5集会にご支援下さい!

主催：原賠裁判を支援する群馬の会

●弁護団報告

●特別講演：いわき市民訴訟原告団長 伊東 達也 氏

●各団体から連帯の挨拶

※当日はマスクの着用を願います

■9月5日(土)午後2時開会

■教育会館5階大ホール